

総合（慶弔）共済の親介護見舞金



総合（慶弔）共済は、私たちの身のまわりに起こるさまざまな慶弔時に共済金（祝金・見舞金）をお支払いする共済制度です。2020年4月には、ご両親が要介護認定を受けた場合にお見舞金が支払われる『親介護見舞金』が共済金支払い項目に追加されました。

『親介護見舞金』は、以下の条件に該当する場合に共済金のご請求ができます。

『親介護見舞金』の支払い条件

ご自身の指定した親（電通共済生協に登録されている親）が2020年4月1日以降にはじめて要介護2以上に認定された場合に『親介護見舞金』をお支払いします。

共済金額と支払い限度

■共済金額：50,000円 ■支払限度：父につき1回、母につき1回

請求方法

ご所属の組合または分会に請求の旨をお申し出ください。

請求書〔総合（慶弔）共済請求書〕を記入のうえ、必要書類を添付し組合または分会に提出書してください。

【必要書類】

以下のいずれかの書類のコピーが必要です。

■介護保険被保険者証 ■介護保険 要介護認定・要支援認定当結果通知書

お問い合わせ

ご自身のご所属について確認をご希望の場合はコールセンタまたは公式ホームページのメール問い合わせまでお問い合わせください。

■電通共済生協グループコールセンタ／0120-211-114（音声ガイダンス＊1）

■電通共済生協ホームページ／<https://www.dentsu-kyosai.or.jp/>

Q&A

Q：親介護見舞金は組合員 WEB で請求できますか？

A：親介護見舞金は WEB からのご請求は受け付けておりません。ご所属の組合または分会にご請求の旨をお伝えいただき、共済金請求書と所定の書類のコピーをご提出ください。

Q：親介護認定を受けたのが義父 / 義母でも請求できますか？

A：あらかじめ当組合のシステムに登録されている父母がご請求の対象です。義父・義母をそれぞれ父母として登録されている場合にご請求いただけます。

Q：既に亡くなった親が生前に介護認定を受けていたのですが、請求できますか？

A：2020年4月1日以降にはじめて要介護2以上に認定された場合、かつ必要書類がそろっている場合は、親本人が亡くなった後でもご請求可能です。

Q：実父で親死亡見舞金を請求後、義父で親介護見舞金を請求できますか？

A：ご請求できません。

お支払いの対象となるのは、当組合のシステムに登録されている親（父1人・母1人）です。既に実父で親死亡見舞金をお支払いしている場合は、義父の親介護見舞金のご請求はできません。